

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 12 月 26 日

札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 札幌地方検察庁 令和 7 年第 2 号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 12 月 26 日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲
 - (1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 5 年 6 月 28 日から同年 10 月 7 日までの間
 - (2) 支給対象犯罪行為の内容

竹内光昭及び長谷将昭の両名が、共謀の上

- ① コンサートの電子チケットをインターネット上に開設されている前記コンサート出演者のファンクラブ会員サイトを通じて購入するに当たり、他者名義での購入申込み及び第三者への転売等を禁じたチケット販売規約に反し、購入後、第三者に譲渡する目的で前記サイトに他者名義の会員アカウント番号及びパスワードを入力してログインし、前記出演者の所属会社等管理のサーバーコンピューターに対し、前記規約を確認・同意の上、前記チケットの購入を申し込む旨の虚偽の情報を与え、さらに、当該名義人が前記チケット代金を支払った旨の虚偽の情報を与えたことにより、当該名義人が前記チケットの受取権利を得た旨の不実の電磁的記録を作り、財産上不法の利益を得た行為
- ② 前記①の行為で不正に得たコンサートの電子チケットの受取権利を、インターネット上に

開設されているチケットリセールサイトを介して売却し、犯罪収益等の処分について事実を仮装した行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) コンサート出演者の名称

- ①NEWS、②King & Prince、③King - My - Friend

(2) 前記コンサートの開催地都道府県

- ①北海道、②神奈川県、③大阪府、④福岡県

(3) 前記コンサートの開催日（いずれも令和5年）

- ①9月21日、②9月22日、③9月30日、④10月1日、⑤10月5日、⑥10月6日、⑦10月9日、
⑧11月2日

(4) 前記コンサートの電子チケット料金単価（税込み。購入時手数料を除く。）

- ①8,800円、②9,000円、③9,200円

(5) 前記コンサートの電子チケット購入申込み時に使われた氏名

澤田美香、岡田ななみ、相川真木子、菅井美波、松本実代、坂本歩南、福士理恵、井上理佐、竹内里佳、中川結希、高畑奈央、小池由依、及川忍、坂本真心、和田菜央、桜田令子、石田真衣、東村彩花、金子真弓、佐々木香織、吉本ひなの、神田百合子、後藤美祐、山崎未来、山本一花、古畑涼、沢田のりか、鈴木真衣、成田紘、坂本かおり

(6) 主な犯行態様

- ① 前記3(2)①記載のファンクラブサイトに、他者名義で大量に会員登録する
② 会員登録した他者名義のアカウント及びパスワードを使用して前記サイトへログイン後、

購入を希望する出演者のコンサート電子チケットにつき、ログインした会員名義で前記チケット販売規約につき確認及び同意の上、購入の申込みを行うことを多数会員分繰り返す

- ③ 前記②の申込みの結果、購入権利を得た会員分の前記チケット代金支払手続を行い、同会員名義での前記チケット受取権利を得る
- ④ 前記③で得たチケットの受取権利につき、インターネット上のチケットリセールサイトを介して第三者に売却し、利益を得る

5 開始決定時における給付資金の額 金 127 万 1,420 円

6 支給申請期間 令和 7 年 12 月 26 日から令和 8 年 2 月 26 日まで

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 札幌地方裁判所
- (2) 裁判年月日 令和 7 年 3 月 19 日
- (3) 確定年月日 令和 7 年 4 月 3 日
- (4) 被告人の氏名 竹内光昭、長谷将昭
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人両名は、共謀の上、令和 5 年 9 月 11 日から同年 10 月 7 日までの間、30 回にわたり、札幌市白石区内の被告人竹内方において、被告人両名が詐取したコンサート電子チケットの受取権利を、チケットリセールサイトを介して代金合計 135 万 6,000 円で売却し、もって犯罪収益等の処分につき事実を仮装した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎

札幌地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号 011-261-9355

- 上記 3 の支給対象犯罪 行為の範囲を定める处分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁 檢事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記 8 のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがなされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める处分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。